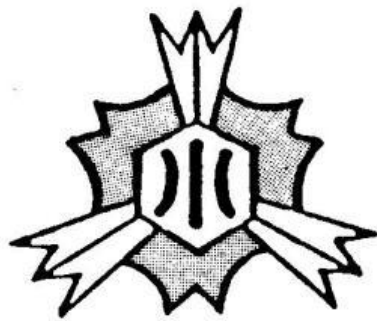


白峰小学校 いじめ防止基本方針



令和8年6月改訂

白山市立白峰小学校

目 次

はじめに

いじめの定義

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめの理解

（２）いじめの未然防止

（３）いじめの早期発見

（４）いじめへの対処

（５）地域や家庭との連携

（６）関係機関との連携

2 いじめの防止等のための対策

白峰小学校が実施する施策

○組織等の設置

○白峰小学校いじめ防止基本方針の策定

○白峰小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

○白峰小学校におけるいじめの防止等に関する措置

3 重大事態（法第28条）への対処

（１）重大事態の報告

（２）市教委又は学校による調査

（３）調査結果の報告

（４）その他の留意事項

4 ＜資料＞学校管理運営計画（いじめ対応関連部分）

5 ＜資料＞いじめ未然防止年間指導計画

6 ＜資料＞いじめ問題対策チーム名簿

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

白峰小学校いじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の趣旨に基づき、また、白山市子どもの権利に関する条例に掲げている「安心して生きる権利」「守られる権利」「よりよく育つ権利」「参加する権利」を尊重し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が生徒心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意事項】

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦悩を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起きたときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童生徒がそのこと

を知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合やいじめが疑われる場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、学校は家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り

方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 いじめの防止等のための対策

白峰小学校が実施する施策

白峰小学校は、いじめの防止等のため、白峰小学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委との適切な連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

○組織等の設置

- ・学校は、管理職及び複数の教職員・スクールカウンセラー等により構成される「組織」を置く。

○学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校いじめ防止基本方針として定める。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに

に、いじめの加害行為の抑制につながる。

- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめの加害者への支援につながる。

○白峰小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ・白峰小学校いじめ問題対策チームは、校長、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーターとする。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加したり、児童に最も接する機会の多い学級担任が参画したりし、目的を十分に果たせるような人員配置をする。
- ・特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを行う。
- ・学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③白峰小学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・白峰小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を行う。
- ・白峰小学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・白峰小学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCA サイクルの実行を含む）
- ・白峰小学校いじめ問題対策チームは、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動内容が認識される取組を実施するよう努める。
- ・いじめの早期発見のためには、白峰小学校いじめ問題対策チームは、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるよう努める。
- ・児童に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童が白峰小学校いじめ問題対策チームの存在、その活動内容等について、具体的に把

- 握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげるよう努める。
- ・白峰小学校いじめ問題対策チームは、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行う。当該対策チームが、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該対策チームに報告、相談する。
- ・当該対策チームに集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）について、いじめ対策会議や児童支援、緊急委員会、緊急職員会議で全職員が確認・共有する。
- ・学校の校長は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

○学校におけるいじめの防止等に関する措置

市教委及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

①いじめの防止

- ・全ての児童を対象に、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ・児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・学校は児童に対して、傍観者とならず、学校はいじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

②早期発見

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・学校は、毎月のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・学校は、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証を組織的に対処する。
- ・学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③いじめに対する措置

- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、白峰小学校いじめ問題対策チームに対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを周知徹底する。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- 白峰小学校いじめ問題対策チームにおいて情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教委又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- 行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。
- 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 白峰小学校いじめ問題対策チームにおいては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

3 重大事態（法第28条）への対処

（1） 重大事態への対処

法第28条第1項第1号の「いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教委又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。

（2） 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、もしくは児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、直ちに市教委に報告する。学校から報告を受けた市教委は、市長へ事態発生について報告する。【様式1】

（3） 市教委又は学校による調査

法第28条に定める「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教委又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂文部科学省）」により適切に実施する。

- ・市教委は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。
- ・調査の主体は、学校が主体になって行う場合と、市教委が主体となって行う場合が考えられる。
- ・従前の経緯や事実の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の自体の発

生の防止に必ずしも十分な結果をえられないと市教委が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教委において調査を実施する。学校が調査主体になる場合であっても、法第28条3項に基づき、市教委は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

①市教委が調査主体の場合

「白山市いじめ対策第三者機関設置要綱」に基づいて、「白山市いじめ対策第三者機関」を設置する。

②学校が調査主体の場合

「いじめ問題対策チーム」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるようにする。

(4) 調査結果の提供・報告

①市教委は、調査結果を市長に報告する。【様式2・3】

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の初見をまとめて文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。

②市教委又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

これらの情報の提供に当たっては、市教委又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(5) 市長による再調査及び措置

①再調査

上記(4)①の報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の自体の発生の防止のため必要があると認めるときは法第28条1項の規定による調査の結果について再度調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

②再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容は、個々の事案に応じ、個人のプライバシー等に対して必要な配慮を確保する。

市教委は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(6) その他の留意事項

学校は重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時

には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

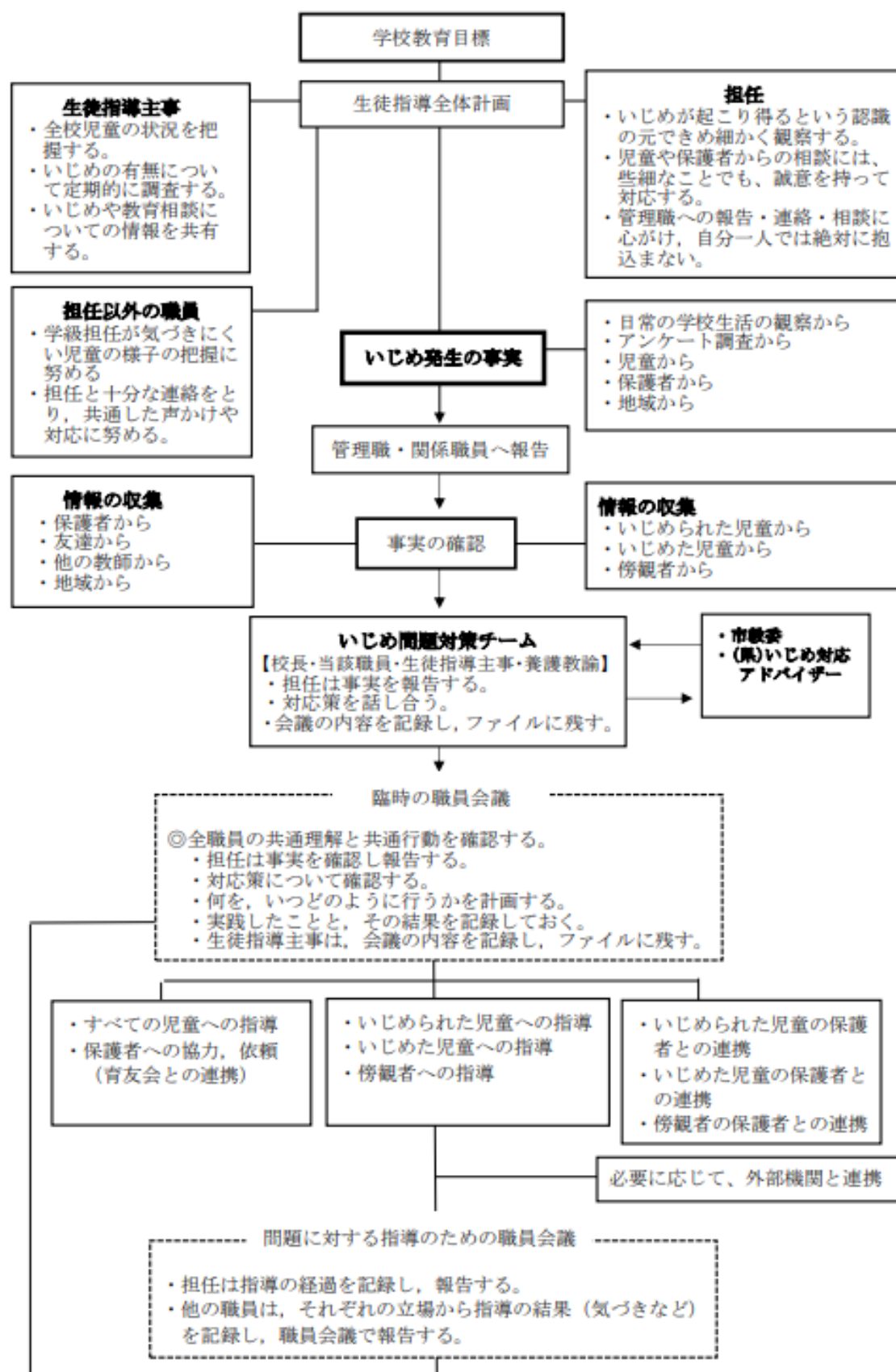
(1) 白峰小学校いじめ防止基本方針策定の見直し

白峰小学校は、市教委の方針に基づき、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況や国・県・市の基本方針の変更等を勘案して、本校の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(2) 学校いじめ防止基本方針の公表

白峰小学校は、市教委の方針に基づき、「白峰小学校いじめ防止基本方針」について策定状況を確認し、ホームページや学校通信を活用して、その内容の公表及び周知を図る。

4 <資料>学校管理運営計画（いじめ対応関連部分）



5 <資料>いじめ未然防止年間指導計画

	研究	生徒指導	保体・特活	地域・保護者
4月	授業改善に向けた 全体研修会 道徳教育年間計画の周知 白峰っ子学び方六ヶ条 の周知	生徒指導研修会 児童支援委員会 いじめ問題対策チーム設置 いきいきアンケート あいさつの取組	学級活動年間計画の周知 あいさつ運動	授業参観・育友会総 会（方針の説明） スクールフォーラム 学校いじめ防止基本 方針の改訂と公表 （ホームページ上）
5月	研究授業	児童支援委員会 いきいきアンケート	あいさつ運動 春の校外学習 （学年交流）	学校運営協議会
6月	いじめに関する道徳授業（ 親切・思いやり） 研究授業	児童支援委員会 いきいきアンケート （家庭持ち帰り）		授業参観 引き渡し訓練
7月	研究授業	児童支援委員会 いきいきアンケート 夏休みの過ごし方指導 いじめ対応アドバイザー研修	平和集会	学校評価アンケート （前期） 個人懇談
8月	授業改善に向けた 全体研究会 情報教育	いじめ問題全体研修会 いじめ問題フォーラム		
9月		児童支援委員会 いきいきアンケート	あいさつ運動 全校川遊び	学校運営協議会

1 0 月		児童支援委員会 いきいきアンケート	運動会 秋の校外学習	
1 1 月	研究授業 いじめに関する道徳授業	児童支援委員会 いきいきアンケート (家庭持ち帰り) ピュアキッズスクール いじめ対応アドバイザー	収穫祭	学校公開 家庭教育学級
1 2 月		人権週間の取組 児童支援委員会 いきいきアンケート 冬休みの過ごし方指導	人権集会 感謝の会	学校評価アンケート (後期) 個人面談
1 月		児童支援委員会 いきいきアンケート	あいさつ運動 なわとび集会 (スポチャレ集会)	学校運営協議会 授業参観・スクール フォーラム
2 月	研究のまとめ	児童支援委員会 いきいきアンケート (家庭持ち帰り)	雪だるま作り集会 6年生を送る会	
3 月	次年度の取組について	児童支援委員会 いきいきアンケート 春休みの過ごし方指導		

6 <資料>いじめ問題対策チーム名簿

令和8年度 いじめ問題対策チーム設置報告書

学 校 名	白山市立白峰小学校
-------	-----------

職名又は校務分掌等	氏 名	備 考 (外部人材に●) (学校・警察連絡 員に★)
校長	北嶋 歩	
教務主任／生徒指導主事 3・4年担任	谷口 航	★
特別支援コーディネーター 教育相談／5・6年担任	鶴賀 南津花	
養護助教諭/教育相談	橋本 心優	
いじめ対応アドバイザー	清水 和正	●
スクールカウンセラー	和田 賢	●